

Q5 弁護士・司法書士に相談・依頼したいと考えています。どのような費用がどれくらいかかるのですか？

一般的に、弁護士や司法書士に支払う費用の種類としては、**法律相談料、着手金、報酬金、手数料、実費、日当、顧問料**等があります。

これらの費用は、個々の弁護士・司法書士がその基準を定めることになっており、標準価格というようなものではありません。そのため、最終的には個々の弁護士・司法書士に問い合わせる必要があります。ただし、おおよその目安を知りたいときには、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会がまとめた報酬アンケートが参考になると思われます。これはごく一般的な事件を受任した場合の報酬についてアンケートをしたものです。

また、法テラスには、民事事件や家事事件等の問題をかかえながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用や裁判にかかる費用等を一時的に立て替えたりする、**民事法律扶助**の制度があります。

民事法律扶助制度を利用するには、収入や資産が一定の基準以内であること、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適すること、といった要件を満たす必要があります。弁護士・司法書士費用の立替制度を利用する場合、法テラスの基準に基づいて費用が定められます。定められた費用は法テラスがいったん立て替えて弁護士・司法書士に支払い、原則として分割払いの方法で、全額を法テラスに返還することになります。

Q6 法律相談は、どんなところでできますか？

弁護士や司法書士に法律相談をしたいときには、次のようなところで相談を受けることが考えられます。

まず、弁護士会・司法書士会が行っている法律相談があります。各地の弁護士会・司法書士会は、相談センターを設置して、法律相談を希望する方に対応しています。

また、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会のホームページでは、それぞれ弁護士・司法書士検索のサービスを設置しており、各地の弁護士会・司法書士会所属の弁護士・司法書士を検索することができます。弁護士事務所・司法書士事務所によっては、独自のホームページを開設して、取扱分野や法律相談の受付方法を案内している場合もあります。

さらに自治体や社会福祉協議会等の公的団体、各種支援団体においても、法律相談会を行っている場合があります。お住まいの自治体等に問い合わせしてみるのも1つの方法です。

法テラスにおいても、民事法律扶助制度の要件を満たす方や、大規模災害の被災者等に対して、無料の法律相談を行っています。1回の相談時間は、30分程度を目安として行われ、1人の相談者に対する法律相談援助の実施は、同一問題につき3回までです。法テラスのご利用を希望される場合には、相談できる窓口をご案内しますので、法テラス・サポートダイヤル(0570-078374)にご連絡ください。



身近なトラブルQ&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多い
ご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・
サポートダイヤル

おなやみなし
☎ 0570-078374

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。



法律問題Q&Aシリーズ ⑥

法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 職場の同僚にお金を貸したのですが、借用書を作っていないから返さなくてよいと言っています。どうしたらよいですか？

お金の貸し借りを内容とする契約(金銭消費貸借契約)は、貸主は、借用書を作っていないでも、実際にお金を貸渡していれば有効に成立します。

したがって、借用書がなくても、返済期限が来れば、借主に貸したお金を返すよう求めることができます。借主が返済を拒む場合、内容証明郵便等で支払うよう求めたり、民事調停、民事裁判等の手続を利用したりすることもできます。

ただし、民事裁判等の裁判所の手続を利用する場合、貸主は、借主との間でお金を返すことについての合意をしたこと(金銭消費貸借契約が成立したこと)等を証明しなければなりません。契約の当事者、貸したお金の額、借主がお金を受け取ったこと、返済の方法・期限等を記載した借用書は、お金を貸したことを証明する有力な証拠の一つになります。

借用書がない場合でも、お金の貸し借りの場に居合わせた知人の証言や、メール等の他の証拠によって金銭消費貸借契約の成立を証明することができる場合もありますので、詳しくは弁護士や司法書士等に相談するとよいでしょう。

Q2 隣家の騒音に迷惑しています。どのような解決方法がありますか？

隣人との関係ですので、交渉の方法には配慮が必要ですが、次のような解決方法が考えられます。

まず、地域の自治会やマンションの管理会社に相談したり、民事調停の手続を利用したりする等して、話し合いをする方法があります。区分所有マンションの場合、法律で、建物の管理又は使用に関して住民(区分所有者)の共同の利益に反する行為は禁止されていますから、マンションの他の住民からも同様の苦情が多く出ているときは、規約で騒音防止のルールを定めることも一案でしょう。

また、隣家の騒音が、夜中においても相当大きい等、一般人が我慢すべきであると考えられる範囲(受忍限度)を超える場合には、裁判を起し、騒音の原因となっている行為の差止めや、騒音を防止するための措置を求めることが考えられます。騒音によって何らかの損害が出ている場合には、損害賠償を請求することも考えられます。

ただし、判決を得るまでには相当の時間がかかることもありますので、当面の措置として、裁判所に仮処分(例えば、裁判の決着がつくまで、相手方に騒音の原因となっている行為をやめるよう命令すること)の申立てをしたり、より緊急を要する場合には、警察に通報したりすることも考えられます。

その他、境界や敷地に関する問題等、近隣トラブルの解決については、専門家に相談されるとよいでしょう。

Q3 アパートから退去する際、電気焼けで冷蔵庫の後ろの壁紙が薄く黒ずんだ部分の修理代が、敷金から差し引かれました。仕方がないのですか？

賃借人が賃借物件から退去する時に、その物件を入居前と同じ状態にする義務を、原状回復義務といえます。

この原状回復義務については、一般的に、賃借人の故意・過失、善管注意義務(賃借人に通常期待される注意義務)違反、その他、通常の程度を超えるような使用による損壊や汚損、摩耗を回復するという意味だとされています。「新品状態に戻す」という意味ではありません。そのため、いわゆる経年変化や、通常の使い方での損壊や汚損、摩耗の修繕費用は、賃料に含まれるものとして、賃借人が負担する必要はないと考えられます。

なお、平成29年の民法改正により、このような原状回復義務の考え方が法律にも記載されています(民法第621条)。

そうすると、冷蔵庫等の電化製品の後部壁紙の電気焼けは、賃借人が通常の住まい方をしている生じるものですから、修繕義務は賃借人ではなく賃貸人が負うことになるのが一般的です。ただし、原状回復義務違反に該当するかどうかは、賃借物件の状態や賃借人の使用状況等にもよりますから、賃貸借契約書や重要事項説明書、入居時と退去時に撮影した写真や備品の修理代、クリーニング代等の見積書を準備した上で、詳しくは弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。

Q4 身に覚えのない借金の返済を求める「最終通告書」が届きました。どうすればいいですか？

「最終通告書」であるとか、公正証書や裁判所からの書面であるかのように装って請求をしてきても、全く身に覚えがない場合は、架空の詐欺的請求である可能性があります。架空請求の場合には、対応をする必要はありません。こうした架空請求の手口としては、「民

事訴訟〇〇通達書」等の標題を用いたり、実在する公的機関(法務省、財務省、税務署、日本年金機構等)の名称を使って偽装する方法によることもあるようです。ただし、知らない名前の会社であっても、過去に利用した金融業者が委託した債権回収会社等である可能性もありますので、注意が必要です。

こうした書類が届いた場合、記載された連絡先に不用意に連絡を取ることで、より詳しい個人情報を知られてしまう可能性があり、危険です。書面に記載された連絡先に直接連絡を取るのではなく、最寄りの消費生活センター、または弁護士や司法書士に相談しましょう。

コラム:裁判所から訴状が郵送されてきた場合は？

架空請求と異なり、裁判所から実際に訴状等の書類が郵送されてきたときには、たとえ相手の主張に全く根拠がないと思うときでも、対応をする必要があります。裁判を放っておいて反論しないと、裁判所は、あなたが相手の主張を認めたものとして、相手方を勝たせる判決を出すことが一般的であるためです。

相手の主張を認めることができない場合には、答弁書を提出し、争う必要があります。相手方の主張する事実関係を認めざるを得ないときでも、安易にあきらめて放置することは避けるべきです。例えばお金を借りた事実自体は間違いなくとも、利率が法律の上限よりも高い場合には、相手の主張する金額が認められないことがあります。相手の主張を全く争えないときでも、分割払を認めてもらう、減額してもらう等、ある程度有利な和解ができる可能性もあります。

一方で、身に覚えのない訴状が届いたときには、まず裁判所に確認すべきです。偽の訴状に偽の裁判所の連絡先が記載されている場合もありますので、届いた訴状に記載された電話番号等でなく、自身で調べた裁判所に対して連絡するよう注意しましょう。

正規の裁判である場合には、弁護士に相談だけでもすることをお勧めします(相談をしたからといって必ず依頼しなければならないということはありません)。簡易裁判所での一部の裁判の場合には、簡易裁判所の代理権を有する司法書士に相談・依頼することもできます。